

横浜市立桂台小学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月策定
令和2年 3月訂正
令和3年 3月改訂

いじめ防止に向けた本校の考え方

いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを防止するための基本的な方向性

- 魅力ある学校づくりに努める。
 - ・「居場所づくり」
 - ・「豊かな人間関係づくり」
 - 学級づくりを大切にする。
 - ・「親和的な集団づくり」
 - ・「分かりやすい授業づくり」
- ・学校行事への主体的な取組 ・失敗を受け止め合える学級 ・児童一人ひとりを大切にする授業 等

学校いじめ防止基本方針の目的

児童のだれもが、自分や友達のよさを知り、自尊感情を高めながら友達とつながり、安心して学校生活を送ることができることを目的とする。

「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

いじめ防止対策委員会

- * 特別支援委員会+学年主任を構成委員とし、方針の立案・見直し、対応等を決める。
- * 構成メンバー：校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・主幹・学年主任・SC

人権福祉教育委員会

- 主に「いじめの未然防止」「豊かな人間関係づくり」等にかかわる。
 - ・「人権福祉委員会」運営
 - ・「横浜子ども会議」参加 等

児童指導委員会

(児童支援専任含)

- 主に「学級づくり」「いじめの早期発見」「初期対応」等にかかわる。
 - ・「横浜プログラム」「YPアセスメント」活用
 - ・教育相談等他機関との連携 ・道徳教育の推進
 - ・校内対策チームの立ち上げ 等

年間計画

月	内容	実施内容
4・5月	学級開き、児童の願い、学級風土・学級（目標）づくり、家庭訪問	横浜プログラム活用（年1回以上・SOSの出し方1回以上）
6月	学級等経営案作成、児童理解研修	YPアセスメント・アンケート
7・8月	人権教育研修、個人面談、YP研修 横浜子ども会議	
9月	前期の振り返り	
10月	学級等経営見直し、いじめ防止研修	YPアセスメント・アンケート
11月	児童理解研修、自殺防止研修	
12月	人権週間、個人面談	無記名アンケート実施
1・2・3月	1年間の振り返り、新年度への引継ぎ、LINEインターネット利用講座	

いじめ防止及び早期発見のための取組

いじめ未然防止への取組

- 教職員は、研修等で「いじめ」を見抜く豊かな人間性と高い人権感覚を磨いていく。
- 校内重点研等で、児童一人ひとりが大切にされる「分かりやすい授業」づくりに努める。
- 「人権福祉委員会」をはじめとして、児童が主体的に「いじめ防止」を意識する。
- 懇談会や学校便り、HPやふれあい懇話会等で保護者、地域へ「いじめ防止」の取組を公開し、理解・協力を仰ぐ。
- いじめ防止の「横浜プログラム」を活用した授業を全クラスで行う。

いじめの早期発見

- 「無記名式いじめ防止アンケート」「YP アセスメント」の計画的実施
- 児童・保護者・地域の方の声、個人面談・懇談会、教育相談の活用
- 学年・ブロック研、人権福祉教育委員会、児童指導委員会等での職員間の情報交換・研修

教職員等の研修

- ・いじめ事案研修
- ・人権教育研修
- ・YPアセスメント研修
- ・児童理解研修 等

いじめに対する措置

- 校内対策チームの編成：事実把握と指導方針等の検討
- 校内対策チームの役割分担：情報集約、記録、保護者対応等の明確化
- 二次的なトラブル想定：防止対策の徹底

いじめの疑い発覚

初期対応

- 1 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- 2 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
- 3 被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- 4 被害児童の保護者の意向を踏まえた加害児童の保護者への説明及び指導の依頼

重大事態の定義

いじめにより学校の在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

連携

家庭・地域

学校

管理職

報告・連絡・相談

児童支援専任教諭

報告・連絡・相談（助言）

- ・学年または全職員での役割分担
- ・校内対策チームの立ち上げ
- ・一定の解消後、校内研修の実施

学年職員・専科

学級担任

連携・支援

学校カウンセラー

加害児童（保護者）

指導（相談等）

支援（見守り）

（被害申告）

被害児童（保護者）

重篤ないじめ対応

- 教育委員会・学校教育事務所報告
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)派遣要請
- ・学校課題解決支援チーム発足
- 再発防止も含めた調査
- SSW コーディネートによる支援検討会
- 他機関と連携
- 児童・保護者への説明

いじめ防止対策の点検・見直し

- 学校基本方針の見直し：必要であると認められる際には、学校経営改善協議会や「いじめ防止対策委員会」で見直し・改訂を行い、あらためて公表する。（急務の場合は、その限りではない。）